

千葉県入札監視委員会平成18年度第1回定例会議 審議概要

開催日及び場所	平成18年7月28日(金) 千葉県文書館6階多目的ホール	
委員	小野 理恵(千葉大学大学院人文社会科学研究所助教授) 高橋 彌(千葉工業大学非常勤教授) ○服部 岑生(元千葉大学大学院教授) 藤井 一(弁護士) ◎丸山 英氣(中央大学法科大学院教授) (敬称略・五十音順) ◎委員長 ○ 委員長代理	
審議対象期間	平成17年10月1日～平成18年3月31日	
審議案件	7件	(備考) 1 審議期間中に11件の指名停止措置を講じたことを報告しました。 2 平成17年度、33件の電子入札を執行したことを報告しました(審議対象期間32件)。
一般競争	1件	
公募型指名	1件	
指名競争	4件	
随意契約	1件	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による建議の内容	なし	

問合せ先

〒260-8667

千葉県千葉市中央区市場町1番1号

千葉県入札監視委員会事務局(千葉県県土整備部建設・不動産課建設業・契約室)

TEL 043-223-3113

意見・質問	回答
<p>1 一般競争入札 【江戸川第二終末処理場第2放流幹線築造工事(1工区)】</p> <p>◇ 入札参加者に必要な資格に関する事項について、『(2) 共同企業体の構成員に必要な資格に関する事項』のうち、「オ 江戸川第二終末処理場第2放流幹線築造工事(2工区)に申請していない者。」とした理由は。</p> <p>◇ 今回の入札率はいくつか。</p> <p>◇ 江戸川第二終末処理場第2放流幹線築造工事(2工区)での落札率はいくつか。併せて、応募した企業体数はいくつか。また2工区を落札した企業体はどこか。</p> <p>◇ 江戸川第二終末処理場第2放流幹線築造工事(1工区)と(2工区)を同じ企業体が続けて工事を行ったらどうなのか。1工区と2工区のそれぞれの落札率からすると、調査基準価格とのひらきから10%は予定価格を下げられると思うが工夫はできないのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ シールド工事における施工延長は、通常2km程度を限度としており、第2放流幹線は総延長4kmの施工となり、供用開始時期が平成21年度からとなっていることから、工事を2工区に分割し、受注機会の拡大を図ることを考慮し、より多くの企業体から応募を受けるため、両工区への申請を制限しました。 ・ 今回の入札の落札率は96.4%です。 ・ 2工区の落札率は98.6%です。応募してきた企業体数は6JV(1工区は8JV)で、落札した企業体は、五洋・三井住友・松浦特定建設工事共同企業体です。 ・ 供用開始時期が平成21年度からとなっているため、総延長4kmの施工では、供用開始時期までに間に合わない可能性があることから、2工区に分割しました。積算に当たっては、千葉県積算基準を基に作成し、単価のないものについては、製作している業者から見積を取り、積算に当てています。そのため、設計については適当と考えています。

意見・質問	回答
<p>◇ 江戸川第二終末処理場第2放流幹線築造工事（1工区）と（2工区）は、それぞれ別々の時期に発注したものではないのか。また、1工区と2工区のどちらかに申請した業者は、申請できないのは厳しいのではないのか。</p> <p>◇ 今回の工事のような工事を過去にも行っていると思うが、過去の落札率も今回と似たような率なのか。</p> <p>◇ 積算に使用する単価は、今上がっているのか、下がっているのか。近年の経済状況から単価はむしろ下がり、掘削技術が進歩してきているので事業費も下がっているのでは。</p>	<p>また、ご指摘のとおり、1工区の8JVと2工区の6JVを合わせた14JVが一度に競争すれば価格は下げられたと思いますが、工事の施工概要のとおり、第2放流幹線の総延長が4kmとなっており、シールド工法の技術的限界が2kmとなっていること、供用開始時期が平成21年度からと決まっていることから分割せざるを得なかった。</p> <p>予定価格については、正しい数字と認識しており、調査基準価格は、仮に敲き合いがあった場合に、適正に施工できるかをみるためのものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ シールド工法の技術的限界と供用開始時期の後期が決まっていることから、1工区と2工区は同時発注しました。申請については、受注機会に配慮してより多くの企業体が参加できるようにしました。 ・ 千葉県の下水道は、江戸川左岸流域の他、印旛沼流域、手賀沼流域がありますが、過去の数字ははっきりとわかりませんが、概ね似たような数字だと思います。 ・ 積算単価は、詳しく調べてみなければ分かりませんが、ほぼ横ばいと思われます。今までのシールド工法の技術は、1.5kmが限界で、1.5km毎に立坑を作る必要がありましたが、近年の技術進歩により2kmまで施工できることから、立坑の数が従来より少なくなるので相対的にはコストが下がっています。

意見・質問	回答
<p>◇ 入札参加者に必要な資格に関する事項のうち『(3) 共同企業体に必要な資格に関する事項』の「ア 構成員のうち1社は、県内に本店がある者。」としたのは、県内企業を振興しようとするものなのか。また、県内企業を入れることで事業費は高くなるのか。</p> <p>2 公募型指名競争入札 【(仮称)江戸川浄水場薬品注入地区監視制御設備工事】</p> <p>◇ 低入札価格調査を実施した内容について伺いたい。</p> <p>◇ 製造費の低減はどのように確認しているのか。</p> <p>◇ 聴き取りで調査を行ったのか。</p> <p>◇ この設備はパンフレット(開催時配布)でいうとどここの部分になるのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 千葉県が発注者なので、県内企業の技術力の向上を図ることを目的として、県内に本店がある者としました。事業費に影響はないと考えています。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 低入札業者からは、低入札価格で入札した理由及び経営状態について調査を行いました。理由としては次のようなことで、審査委員会です承されました。 <ul style="list-style-type: none"> ① 通信分野における監視制御設備は得意領域であり、自社製品の製造にあたり過去の同種工事との設計製造作業に関して、資産流用を行うことにより製造費を低減した。 ② 応札価格決定にあたり、仕様を満足させながら、安全かつ良質な施工を確保し得る範囲において、受注確度を高め競争力ある価格とした。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 入札時には工事内訳書を提出することになっており、設計金額と入札金額の比較を行ったところ、機器費で削減を図っていることを確認しています。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査結果は業者から書面で頂いています。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該設備はパンフレットの浄水フロー図には具体的に表されていませんが、フロー図の沈殿池等の全てに関連する浄水薬品を注入制御するものであります。

意見・質問	回答
<p>◇ 横河電機も低入札価格に近い入札額であるが、設計額が過大ではないのか。</p> <p>3 指名競争入札 【幕張A地区エレベーター設置工事】</p> <p>◇ 設計の段階も含め、景観上の問題はなかったのか。</p> <p>◇ 設計金額はどの様に決定したのか。</p> <p>◇ 水圧式のエレベーターは、日本オーチス（株）しかないのか。また、この機種を採用した理由は何か。</p> <p>◇ 日本オーチス（株）のものに限ったのか。</p> <p>◇ メンテナンスは、日本オーチス（株）が行うのか。</p> <p>◇ 油圧式と水圧式の価格差についてはどうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機器費は水道局の工事に実績のある業者より見積を徴し、最低価格に同種機種の過去の見積と比較する方法により査定し採用価格としており適正に積算しています。なお、当該低入札業者からは、過去に水道局に実績がありませんでしたので、見積を徴しておりません。また、低入札価格調査において業者からの理由の1つには、「千葉県水道局での工事实績が乏しく、工事实績を上げるため当該大規模工事を受注したい事業として方針をたて取り組んだ。」とあります。 ・ 千葉市への道路移管に伴いバリアフリー対策を求められ、より安全かつ快適に新都心を利用できるようにと、設計段階から機能を最優先に考えました。 ・ 積算基準等に単価がないので、日本オーチス（株）より見積を取りました。 ・ 水圧式は日本オーチス（株）のみです。水圧式は油仕様のものより安全で、オイルピットが不要のためコンパクトにできるからです。 ・ そのとおりです。 ・ 移管先となる千葉市は検討しているようです。なお、本機種になることは事前に協議し了承を得ております。 ・ 一般的に考えても水圧式はオイルピットが不要で、これだけでも安価ということになります。

意見・質問	回答
<p>4 指名競争入札 【地方道路交付金工事(十三曲橋上部工)】</p> <p>◇ 低入札価格調査となっているが、その内容・事情はどのようなものか。</p> <p>◇ 低入札金額の内訳は他社と比較してどのようなになっているのか。</p> <p>◇ その他の価格はどうだったのか。</p> <p>◇ 工期を変更した理由は何か。</p> <p>◇ 上部工がこの工期で終わるとは思えない。なぜ3月末までの契約をしているのか。</p> <p>◇ 制度の問題があり難しいとは思いますが、一般の人にもわかりやすい形になるようにしてもらいたい。</p> <p>◇ 工期の変更を2回行っているのか。1回目の工期変更で9月まで延ばせないのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 低入札価格実施要領に基づき、その価格で工事が適正に履行されるか否かを判断するために、①その価格により入札した理由、②契約対象工事に関連する手持ち工事の状況、③工事箇所と入札者の事業所・倉庫等の関連、④手持ち資材の状況、⑤過去の実績等、について調査しました。手持ち工事が少ない中、会社経営を続けていかなければならないため入札金額を下げても受注しなければならないという事情でありました。 ・ 他の業者とは比較しておりません。千葉県的设计と比較して労務単価の違いが一番大きいです。 ・ ほとんど差はありませんでした。 ・ 下部工が遅れたため結果として上部工の工期が延びました。 ・ 財務会計上年度を越えての契約はできません。 ・ 今後、勉強させていただきます。 ・ 国庫補助事業であるため、財務省関東財務局の承認を経たからの手続きとなります。承認日が当初契約の工期でもある3月25日以降であったため、工期変更が2回必要となったものであります。

意見・質問	回答
<p>5 指名競争入札 【千葉県立東葛飾高等学校防球ネット整備工事】</p> <p>◇ 開札調書には2回目も入札ができるようになっていて、くじで決めるなら2回目の入札をしたほうがよいのではないかと。</p> <p>◇ くじを準備していたということは、くじになることを始めからわかっていたのか。</p> <p>◇ 最低制限価格の80%は適正か。最終的には2回3回と入札ができるような制度にしてはどうか。</p> <p>◇ 古いネットを取り付けたということであるが、メンテナンスをするのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入札約款には、再度入札は1回とあるので、1つの入札で2回まで入札ができます。1回目で最低制限価格で5社同額となりました。予定価格1億円未満の工事は最低制限価格の割合が公表されているので同額になることがあります。 ・ そういうことではありません。くじを引く順番を決め、くじにより決定しました。くじの書式は任意であり、本校はこの書式で行っています。 ・ 建設工事契約事務取扱実施規程により、最低制限価格の割合を設けてあります。低入札価格調査にも該当していません。現在は予定価格2千5百万円以上が該当します。 ・ 既存ネットでも使用に耐えうるという判断です。
<p>6 指名競争入札 【パイプライン布設工事】</p> <p>◇ 工区を分割して発注しているが、JV等で一括発注はできなかったのか。</p> <p>◇ 工区が4つあるが、4つの工区の落札率はいくらか。</p> <p>◇ 4工区の入札が同日のようだが、各工区ごとが別の違う業者になっているのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本工区の規模から、外部から大手建設業者を参加させる必要はなく、地元建設業者で施工可能と判断しました。 ・ 当該事案の落札率は99%で、他の3工区については、それぞれ91.8%、97.6%、98.6%です。 ・ 4工区それぞれ8業者、計32業者を選定しました。

意見・質問	回答
<p>◇ 8社選定について、4つの工区に配分した基準は何か。</p> <p>7 随意契約 【業務系端末の増設に伴うネットワーク回線敷設工事】</p> <p>◇ 予定価格の積算について、教示されたい。</p> <p>◇ 変更契約が2回されているが、その理由は何か。</p> <p>その他 【電子入札について】</p> <p>◇ 紙入札から電子入札に変えた効果はどのようなものか。また、コスト面ではどうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無作為に分けました。特定業者を特定の工区に割り振ったということはありません。 ・ 設計金額の算出については、機器及び材料単価は、市場単価・実勢単価を調査した結果を、労務単価は、千葉県で定めた単価で積算しております。 ・ 1回目の変更は、小見川警察署と千倉警察署が組織改編で幹部交番へと格下げとなり、端末装置取付場所が確定されなかったためであり、2回目の変更は、組織改編による本部新庁舎移転(南庁舎)による仮移転先が明確になったため、仮移転先にもネットワークシステムを新たに構築することとなったためです。 ・ 企業側からでは、事務所等に来る手間が省けます。移動時間・異動費用の削減があげられます。後々影響がでると思われま。県側のコストですが、現在のところ試算していません。

委員講評

- ひとつの工事が長期的なものになる契約で、1回の短時間の入札で、入札金額の高い・安いだけで判断してよいのか考えてもらいたい。
- 電子入札について、最近債権団体になるニュースもあるので、コスト意識をもち、初期投資に莫大な額がかかることから、投資の回収、コストの洗い直し等を考えてもらいたい。
- 入札の基本に触れる議案が多かったが、審議中にも意見・質問であげられたように、改善する余地があると感じるので、検討を暫時するべきである。
- 落札率を下げるということがどういう効果があるか考えてもらい、部局・事業ごとにどれだけ下げられるかを考える気持ちを強くもち、次回工事にも引き継がれる、落札率を低くできるような仕組みを考えてもらいたい。
また、委員会開催時の添付資料について、入札のルールだけではなく、工事概要図等（技術面）の資料が不足していると思うので、どういう工事なのかわかる資料（設計関係）を追加してもらいたい。
- 審議中に本質的な入札に関する意見・質問が出されたが、委員会では全面的に入札制度について改正することはできないので、事実の指摘については重く受け止めてもらい、制度改革、制度改正等検討し、入札制度を良くしていただきたい。